

東京都環境保全型農業推進基本方針

東京都有機農業推進計画

**平成 21(2009)年 3 月
東京都産業労働局農林水産部**

あ い さ つ

東京の農業はその多くが住宅地中で行われていることから、農薬の使用などに対する都民の関心は高く、生産者の間にも環境保全型農業に対する意識が高まっています。そのため、東京都は、平成6年12月に「東京都環境保全型農業推進基本方針」を定め、農薬や化学肥料の使用を削減する取組を進めてまいりました。

さらに、農業は農産物の生産・供給という本来の使命に加えて、潤いのある景観の提供や子どもたちへの自然教育の場の提供など、多面的な機能を併せ持ち、近年、これらの機能の発揮についても都民の期待が大きくなっています。

こうした中、新たな情勢の変化に対応し都市と農業の共生を進めるため、現行の基本方針の改定を行いました。

有機農業については、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し実施する責務を有することとされました。

このため、都内における有機農業を推進するため、「東京都有機農業推進計画」を策定いたしました。

今後、環境保全型農業を、東京の農業の基本としてすべての生産者の取組を促すとともに、有機農業については生産者の自主性を尊重してその支援体制を整えていくことにより、都市と共生する東京の農業を実現してまいります。

平成21年3月

東京都産業労働局農林水産部長 産 形 稔

目 次

東京都環境保全型農業推進基本方針	・ ・ 1
東京都有機農業推進計画	・ ・ 13
参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 19
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	・ ・ ・ 26
有機農業の推進に関する法律	・ ・ ・ ・ ・ 28
都民のご意見と対応	・ ・ ・ ・ ・ 31
東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会経過	・ ・ 34
東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会名簿	・ ・ 35

東京都環境保全型農業推進基本方針

1 推進の背景

(1) 環境保全型農業の必要性

1992年に開催された「環境と開発に関する国際連合会議」において、地球規模的な環境及び開発の一体性保持について国際的合意がなされた。

経済の急速な発展とともに、経済活動から発生する環境への負荷は増大し、地球温暖化や環境汚染など、今や環境問題は社会全体で取り組まなければならない課題となっている。人々の環境への関心も高まり、どのような経済活動でも、環境対策に真剣に取り組まなければ社会からの評価や支持を得ることはできなくなっている。

農業は、本来、自然の物質循環機能に基づく環境と調和した産業である。しかし、農産物の品質の確保と安定的な供給のためには、石油エネルギーの利用や化学肥料と化学合成農薬の適正な使用は欠かすことができず、その生産活動や流通などを通じて環境への負荷を与えている。

このため、都では、平成6年度に東京都環境保全型農業推進基本方針を作成した。その中では、環境保全型農業を「農業のもつ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しながら、化学肥料や化学合成農薬の使用などによる環境負荷の軽減を目指すすべての取組」とし、環境保全型農業の推進に取り組んできた。

東京の農業は、大消費地と隣接した恵まれた立地条件を活かし、地産地消を中心とした新鮮な農産物や生活に潤いを与える花卉・植木の供給など、豊かで健康な都民生活の実現のために重要な役割を果たしている。

平成17年度に都が実施したインターネット都政モニターアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）でも、回答者の81%が「東京に農業、農地を残したい」と回答しており、都民の農業に対する期待は大きい。

しかし反面、東京の農業は、その多くが住宅地の中で行われていることから、農業生産に伴う環境への負荷に対する都民の関心は高く、厳しい目が注がれている。

一方、近年、都市のヒートアイランド（注1）防止効果や緑地空間の提供、

生物多様性の保全など、農業の多面的な機能への評価が高まり、農業のもつ物質循環機能等を活かした都市環境への改善に対する期待が高まっている。

アンケート調査でも、東京に農業、農地を残したい理由として、回答者の61%が「自然環境の保全に役立つから」、48%が「生活に潤いや安らぎをもたらすから」と回答しており、新鮮な農産物の供給とともに良好な都市環境の維持・改善に対する東京の農業への期待は大きい。

また、農業の多面的機能は、化学合成農薬の使用削減など環境への負荷を軽減することで、より一層その機能を発揮させることができる。

こうしたことから、今後、東京の農業を継続的に発展させ、新鮮で安全な農産物を求める都民の期待に応えていくためには、環境負荷の軽減を図るとともに、あわせて農業の多面的な機能を都市環境の改善に活かしていく新たな環境保全型農業に取り組むことが求められている。

(注1) 都市部に出来た局地的な高温域のこと。人工排熱の増加、人工被覆の増加及び自然空気の喪失という都市における人工の過剰な進展から生じる現象。

(2) これまでの取組と経過

東京都は、平成5年度に東京農業振興プラン^(注2)を策定し、その中で「環境に配慮した農業をめざす」とした。そして、平成6年度には東京都環境保全型農業推進基本方針を策定し、①すべての農業者の化学肥料・化学合成農薬の使用量の20%削減、②有機農業推進事業による東京都有機農業堆肥センター^(注3)の設置、③有機農業モデル生産団地(以下「モデル団地」という。)の指定、④有機農業一般栽培指針等の作成に取り組んできた。

モデル団地では、12団地で化学肥料と化学合成農薬の使用量を50%以上削減した栽培を実践し、このうち4団地では化学肥料と化学合成農薬を使用しない栽培を実践するなど、化学肥料と化学合成農薬の削減に取り組んできた。

平成9年度には、「東京都有機農産物認証制度」(平成15年6月「東京都特別栽培農産物認証制度」に改称(以下「特別栽培認証制度」という。))を、

平成 11 年度には「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成 11 年 7 月 28 日法律第 110 号。以下「持続農業法」という。)の施行を受けてエコファーマーの認定事業を開始し、環境保全型農業に取り組む生産者の支援を行ってきた。

さらに平成 13 年度に改定した東京農業振興プランでは、「環境と調和した持続性の高い農業の確立」をすとした。

こうした取組の結果、2005 年農林業センサスでは、都の販売農家の約 68%が「化学肥料の低減」、「農薬の低減」、「堆肥による土づくり」のいずれかに取り組んでおり、これは前回の 2000 年調査を 28 ポイント上回るとともに、わが国全体の販売農家を対象とした調査結果である 46%を大きく上回っている。都の生産者の環境保全型農業に対する意識は確実に高まってきた。

(注 2) 都が東京都農林・漁業振興対策審議会答申「今後における農林水産業の発展の方向と振興策について(平成 5 年 6 月)」に基づき作成した行政計画で、その後、平成 13 年度に新たな答申を受けて改定を行なった。

(注 3) 都の有機農業推進事業の一環として平成 6 年度に整備した堆肥生産施設。

2 基本方針の目指す方向

環境保全型農業を東京の農業の基本として、本方針に基づいて環境保全型農業を推進し、すべての生産者に対して環境保全型農業への取組を促す。

環境負荷の軽減を主体とした今までの環境保全型農業の考え方に加えて、農業の多面的な機能を活かし、積極的に都市環境の改善に貢献する、新しい環境保全型農業を目指す。

《環境保全型農業の定義》

農業のもつ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しながら、化学肥料や化学合成農薬の使用などによる環境負荷の軽減を目指すすべての取組。

+

○ 環境保全型農業を東京の農業の基本として、すべての生産者の環境保全型農業への取組を促す。

○ これまでの環境負荷の軽減を中心とした取組に加えて、農業の多面的な機能を活かし、積極的に都市環境の改善に貢献する。

3 取組の方針

(1) 生産者や消費者に対する意識啓発

環境保全型農業の推進にあたっては、誰もがその意義や目的を理解したうえで、生産者の主体的な取組とそれに対する消費者の理解と支援が一体的に行われることが必要である。

そのため、広報誌やホームページなど様々な情報手段を活用して、環境への負荷の軽減や農業の多面的な機能を活用した都市環境の改善など、都が目指す環境保全型農業を広く都民に PR していく。

また、都民が農業体験や生産者との交流などを通じて環境保全型農業の取組について理解ができるよう、農作業体験や交流会などの開催を支援し、環境保全型農業を都民に分かりやすく伝えていくものとする。

さらに、生産者の技術や労働力、経営方針などに合った主体的な取組が行われるよう、農業改良普及センターによる普及活動などを通じて生産者への指導を充実させるものとする。

(2) 環境負荷を軽減する取組

ア エコファーマーの認定推進

エコファーマーの認定制度とは、持続農業法に基づく持続性の高い農業生産方式の導入計画を立て、この計画を都知事が承認した農業者を「エコファーマー」として認定するものである。

持続農業法では、①有機質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術のすべての技術を導入することが求められており、今後もエコファーマーを環境保全型農業の担い手として位置づけ、積極的に認定を推進する。

都は、平成 11 年度から制度を開始し、平成 16 年度以降、認定を受ける生産者が急増しており、平成 20 年 10 月 1 日現在、エコファーマーは 493 名となっている。

近年、生産部会や出荷組合などで一括して認定を受け、自主的にその取組を PR するなど、各地で活発な取組が進んでいる。

都の生産者の環境保全型農業への意識は高いことから、生産者等の要望も聞きながら、持続性の高い農業生産方式の対象作物数と作型を拡大し、エコファーマーの認定制度を活用した一層の環境負荷軽減を推進する。

また、今後は、平成 16 年度以降に認定を受けた多数のエコファーマーの 5 年間の計画期間が終了し更新期を迎えることから、持続性の高い農業生産方式の取組が継続的に行われるよう制度の見直しを図る。

イ 特別栽培農産物の認証拡大

特別栽培認証制度は、国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都内の一般的な生産者の栽培方法よりも化学肥料と化学合成農薬の使用を 5 割以上削減して栽培した農産物を「特別栽培農産物」として認証する制度であり、環境負荷を軽減し安全・安心な農産物を供給するための取組として推進する。

都では、平成 9 年度に認証を開始し、平成 21 年 1 月 1 日現在、認証制度を利用している生産者は 89 戸、認証面積は 23.7ha である。

今後、生産者と認証面積の一層の拡大を図り、環境への負荷の軽減と安全・安心な農産物の供給を推進する。

ウ IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進

IPM (Integrated **P**est **M**anagement) とは、農薬の使用を含めたすべての防除技術を十分検討し、人及び環境への影響が減少又は最小限となるよう、様々な防除技術を組み合わせ、病害虫や雑草を経済的な被害が発生しない程度に管理する手法である。

農業経営の安定のためには品質の向上と生産の安定が必要であり、環境への負荷の軽減に取り組みながら農薬を適正に使用することは、環境保全型農業において重要な技術として考えられる。

都の農業はその多くが住宅地の中で行われており、都民の農薬散布への関心も高いことから、都では平成 11 年度から作物ごとの IPM 技術の確立に取り組んでおり、被覆資材による害虫防除や抵抗性品種の利用、生物

農薬^(注4)の使用など、様々な防除技術を組み合わせた IPM が行われている。今後とも、主要作物を中心に IPM の技術確立と普及推進を図るものとする。

一方、都の農業は、同じ地域の中に野菜や果樹、花卉など経営内容が異なる生産者が混在している上、共同直売所やインショップ^(注5)など地産地消^(注6)への取組が進み、多品目少量生産の経営が増えている。今後は、これまでの作物ごとの技術確立と併せて、経営内容が異なる生産者や多品目少量生産経営の生産者が地域の中で一体的に取り組めるような IPM 技術の確立と普及を図る。

(注4) 天敵や微生物を原料とした農薬のこと。人畜や環境に対する安全性が高い。

(注5) デパートやスーパーなどの中に設置された直売所。

(注6) 「地域生産・地域消費」の略で、地域で生産された農林水産物をその地域で消費すること。

エ 土壌診断と施肥技術の見直し

化学肥料の施肥による環境負荷を軽減するためには、科学的な根拠に基づく適正な施肥量の決定と肥料の利用効率を高める技術の普及が必要である。

このため、土壌診断に基づく施肥量の決定や全面施肥から局所施肥への切り替え、肥料効率を高めるための肥効調節型肥料^(注7)の利用促進など施肥技術の改善を図る。

近年、肥料価格の高騰で資材費低減の視点からも土壌診断による施肥や施肥方法の見直しが必要とされていることから、この取組とも連携して推進を図る。

(注7) 速効性肥料を被覆(コーティング)するなどし、窒素肥料の溶出や作物に吸収される速度を調節し、肥効の向上を図った肥料。

(3) 土づくりと有機資源の循環利用

有機物の施用による土づくりは、農業のもつ物質循環機能と化学肥料の使用量の削減の視点から、環境保全型農業の基本的な技術として位置づけ

られる。

一方、近年では、土壌に施用された有機物中の炭素の一部は腐植（注8）として土壌中に貯留されることから、有機物の土壌施用による温室効果ガスの削減効果が期待されており、地球温暖化対策や都市環境の改善の視点からも有機物の土壌施用を推進していくものとする。

都では畜産農家の減少により有機資源も限られていることから、畜産農家と耕種農家との連携による良質な堆肥の生産と流通促進を図るとともに、区市町村の剪定枝や生ごみ等の堆肥化を支援し、生産者が使いやすい良質な堆肥の生産と有機物の循環利用を推進する。

なお、有機物の過剰な施用は土壌中の塩基バランスの悪化や環境汚染の原因となることから、適正な施肥量を遵守するよう指導する。

（注8）土壌中に施用された有機物が土壌微生物などにより分解される過程で新たに生成された有機成分のこと。分解されず長期間にわたって土壌中に残存する。

（4）環境保全型農業で生産された農産物の販売支援

環境保全型農業を推進するためには、都の生産者が環境への負荷の軽減に取り組みながら生産した農産物を、消費者が選んで購入できる仕組みが必要である。

このため、市場や量販店などの流通業者や JA、区市町村などと連携し、エコファーマーや特別栽培認証制度を利用する生産者が積極的に認証マークを貼付して販売するよう支援し、その取組が消費者に伝わるよう推進する。

また、共同直売所やインショップなど地産地消の取組とも連携し、環境保全型農業の取組を紹介しながら農産物を販売するなど、消費者がその取組を理解しながら購入できるよう支援する。

さらに、市場出荷を主としている生産者に対しても、エコファーマーや特別栽培認証制度への取組を推進し、環境保全型農業の取組が消費者に伝わるよう支援する。

なお、近年、食料輸送における環境負荷の指標として「フードマイレージ」（注9）の考え方が注目されていることから、地産地消を農産物の輸送に関

する燃料消費が小さい取組として消費者等に PR するよう努めるものとする。

(注9) 食料輸送における環境負荷の指標で、輸送距離と輸送量の面から捉えた食料供給の実態と食料輸送が環境に与える負荷の度合いを示す。食料の輸送距離と重量を乗じて算出する。

(5) GAP(適正農業規範)の推進

GAP (Good Agricultural Practice) とは、農業者自身が、生産から販売までのすべての工程において①環境や安全に配慮しなければならない点検項目を定め、②これに従い農作業を行い、その結果を記録し、③この記録に基づいて点検・改善し、今後の経営や作付に活かしていく手法のことである。GAP は農薬や化学肥料の使用量の低減と安全・安心な農産物を生産するために有効な手法である。

しかしながら、都内で GAP に取り組んでいる生産者はまだ少ないことから、都では、平成 19 年度に、GAP に取り組む生産者のために、環境負荷の軽減や食の安全・安心等のための作業規範をまとめた「東京都 GAP 手法導入指針」を策定した。

今後は、JA や区市町村など関係機関が協力して、GAP の意義や手法を生産者が理解できるよう、説明会の開催や GAP 指導者の育成を図り、東京都 GAP の実践と普及を推進する。

(6) 農業の多面的な機能を活かした都市環境の改善

都は、平成 20 年 3 月に「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」を作成し、農業の多面的な機能を活用して東京のまちづくりを進めていくこととしている。

農業には、安全で新鮮な農産物の供給という本来の役割のほか、①潤いのある景観形成、②水田や作物からの蒸散による気温上昇の緩和、③洪水対策、土壌の侵食防止、水の涵養など国土の保全機能、④憩いやレジャーなどの安らぎの場、⑤農業教育や自然の学習体験、⑥災害時の避難場所の確保、⑦様々な生物が生息できる空間の提供（生物多様性の保全）などの

多面的な機能がある。

特に都市においては、農業・農地が貴重な緑の空間として、より積極的に都市環境の改善に寄与することが期待されている。

しかし、近年、遊休農地の増加や冬季の休耕により農地の利用率が低下し、気温緩和機能の低下や風雨などによる土壌の飛散や流出、土ほこりなどによる周辺環境の悪化などが指摘されている。

したがって、農業の多面的な機能を十分発揮し都市環境の改善に貢献するためには、都やJA、区市町村など関係機関が協力し、農地が適切に管理され利用率を高めていくことが必要である。

4 有機農業について

有機農業は化学肥料や化学合成農薬を使用しないことと遺伝子組換え技術^(注10)を利用しないことを本旨とした一つの農法であり、化学肥料や化学合成農薬を適正に使用しながら環境負荷の軽減に取り組む環境保全型農業とは基本的な考え方が異なるものである。

しかしながら、①有機農業は化学肥料や化学合成農薬を使用しないことから環境負荷の軽減が可能なこと、②有機農業は有機物の施用による物質循環機能や都市環境の改善に貢献できることから、環境保全型農業の取組の一形態として位置づける。

なお、有機農業については、①有機農業に取り組む生産者がごく一部に限られていること、②有機農業については生産者間でも様々な考え方があることから、有機農業に取り組んでいる生産者や新たに有機農業に取り組む生産者の主体性を尊重し、有機農業に自主的に取り組む生産者の支援に重点を置くものとする。

また、推進にあたっては、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。)に基づいて公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」(平成19年4月27日19生産第823号農林水産省生産局通知)を踏まえて取り組むものとし、別途、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき有機農業推進計画を策定する。

(注 10) 目的の性質を有する生物からその目的を発現させる遺伝子を取り出し、別の改良しようとする作物に導入することで、新しい性質を持たせたもの。

5 施策の総合的な実施

すべての生産者の環境保全型農業への取組を進めていくためには、都と区市町村が一体となって推進していく必要があることから、区市町村の農業振興計画等の策定や見直し等にあたっては、環境保全型農業を推進する視点で策定するよう助言し、区市町村の主体的な取組を促進する。

さらに、食農教育^(注 11)や学校教育とも連携し、子どもから大人まで東京の農業のもつ都市環境に対するプラス効果について理解ができるよう支援する。

また、現在 JA グループが取り組んでいる生産履歴の記帳推進の取組とも連携し、環境保全型農業の取組の記帳と公開を支援していく。

都は、今後とも区市町村や JA グループなど関係機関と連携をとりながら環境保全型農業の施策を総合的に実施していくものとする。

(注 11) 人が生きていくために必要な「食」と、それを生産する「農業」の学習及び体験を一体的に進めることで、食べ物の大切さとそれを生産する農業の重要性を学ぶ教育。



住宅地と隣接した農地



フェロモンを利用した害虫の誘殺防除



エコファーマーマークをつけ販売しているコマツナ



特別栽培の茶園（瑞穂町）



共同直売所



量販店の中に設置したインショップ

○エコファーマーマークと特別栽培認証マーク

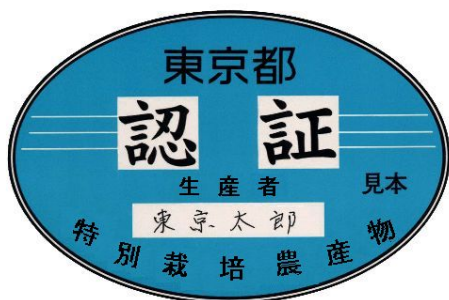


エコファーマーマーク

《エコファーマーマーク》

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥などの土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業者（愛称：エコファーマー）の認知度を向上し、一層の普及・拡大を図ることを目的として、エコファーマーマークが定められている。

エコファーマーが持続農業法に基づいて生産した農産物にはこの「エコファーマーマーク」を貼付することができる



特別栽培認証マーク

《特別栽培認証マーク》

特別栽培農産物の認証を受けた生産者は、認証を受けた農産物の出荷・販売にあたり、認証マークを使用することができる。

○マークを貼付した販売事例



エコファーマーマークを貼付したジャガイモ



特別栽培により生産したお茶

東京都有機農業推進計画

1 現状と課題

(1) 現状

有機農業は、物質循環機能を活かした環境への負荷の少ない農法であり、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。）では、有機農業を下記の通り位置づけています。

《有機農業推進法による有機農業》

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

都では、平成 6 年度に東京都環境保全型農業推進基本方針を策定し、有機農業を環境保全型農業の一形態として位置づけ、東京都有機農業堆肥センター（現・財団法人東京都農林水産振興財団有機農業堆肥センター）の設置や有機農業モデル生産団地（以下「モデル団地」という。）の指定などを中心とした有機農業推進事業を実施しました。

モデル団地では、12 団地で化学肥料と化学合成農薬を 50%以上削減した栽培を実践し、このうち 4 団地では化学肥料と化学合成農薬を使用しない栽培を実践しました。

また、平成 9 年度からは「東京都有機農産物認証制度」を開始し、有機農業に取り組む生産者への支援に取り組んできました。

平成 12 年度には、有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号。以下「改正 JAS 法」という。）の制定に伴い、「東京都特別栽培認証制度」（以下「特別栽培認証制度」という。）へと改称しました。

しかし、有機農業は、一般的な栽培方法と比較して技術や流通などで多くの課題を抱えており、現在、都内で有機 JAS の認証（注1）を取得している生産者は 6 戸（注2）で、有機農業に取り組みながら JAS 法の認証を取得

していない生産者を含めても、有機農業に取り組んでいる生産者は少数となっています。

(注1) 農林水産大臣が登録した第三者の登録認定機関が有機農産物などの生産工程管理者や製造業者を認定し、認定を受けたものだけが有機農産物や有機加工品について、有機 JAS 規格に適合しているかどうかを格付けし有機 JAS マークを付し、「有機」の表示ができる。

(注2) 農林水産省ホームページ、県別有機認定事業者数（平成 20 年 9 月 30 日現在）より。

(2) 課題

有機農業に取り組む生産者がごく一部に止まっている背景には、有機農業が、都内の一般的な生産者の農業経営と比較して、①労働力が必要、②栽培技術や販売ルートが十分に確立されていない、③品質や収穫量が天候や気象条件の影響を受けやすい、④技術や流通などに関する情報が広く生産者に共有されていない、⑤有機農業の取組が必ずしも価格に反映されないなどがあげられます。

しかし、平成 17 年度に都が実施したインターネット都政モニターアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、81%が「東京に農業・農地を残したい」と回答しており、その理由として 42%が「新鮮で安全な農産物の供給」と回答しています。さらに、都が力を入れるべき農業振興施策として 28%が「有機・減農薬などの指導、支援」と回答しており、都民の食の安全・安心や有機農業に対するニーズは確実に高まっています。

また、都では近年、生産者の環境保全型農業に対する取り組み意欲も高く、2005 年農林業センサスでは販売農家の約 68%が「化学肥料の低減」、「農薬の低減」、「堆肥による土づくり」のいずれかに取り組んでおり、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づくエコファーマーの認定への取組も活発になっています。

こうしたことから、都でも、新たに有機農業に取り組む意欲のある生産者への支援が必要となっています。

2 有機農業推進計画の考え方

(1) 有機農業推進計画の位置づけ

本計画は有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき都道府県が策定する有機農業推進計画として位置づけ、今後、区市町村が有機農業の推進施策を定める際の基本となるものとします。

(2) 有機農業推進計画の方針

- 1 有機農業を環境保全型農業の取組の一つとして位置づけます。
- 2 生産者の主体性を尊重します。
- 3 有機農業に自主的に取り組む生産者を支援します。

有機農業は、①化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと、②遺伝子組換え技術を利用しないことを農法の基本としており、環境負荷の軽減が可能で物質循環機能や都市環境の改善に貢献できることから、環境保全型農業の一形態と位置づけます。

また、有機農業は技術面や流通面で多くの課題があり、生産者の有機農業に対する考えも様々であることから、有機農業の推進にあたっては、生産者の主体性を尊重し、有機農業に自主的に取り組む生産者の支援に重点を置くものとします。

(3) 計画期間

計画期間は下記の5年間とします。

計画期間：平成21～25年度

3 具体的な施策

(1) 有機農業に取り組んでいる生産者の仲間づくり

- 生産者同士の仲間意識の高揚を図ります。
- 有機農業の生産者とその他の生産者との交流を支援します。

都内で有機農業に取り組んでいる生産者はごく一部であり、各地に点在している状況となっています。そのため、生産者相互の横のつながりが少なく、技術や流通に関する情報の共有化も難しくなっています。

今後は、JA や区市町村など関係機関と協力して有機農業の検討会やフォーラムなどを開催し、有機農業に取り組む生産者の連携や仲間意識の高揚を図ります。

また、有機農業に取り組む生産者と、その他の生産者が地域の中で協力して営農ができるよう相互の交流会などを開催・支援し、生産者間の有機農業に対する理解が深まるよう取り組みます。

(2) 有機農業に取り組む生産者の増加促進

- 特別栽培認証制度に取り組む生産者を拡大し、有機農業に取り組む生産者を増やします。

現在、特別栽培認証制度を利用している生産者の中には、都が平成 16 年まで実施した有機農業推進事業に取り組んだ生産者も含まれます。しかし、近年、この制度を利用している生産者は 90 戸前後に止まっています。

今後は、この制度を利用している生産者の拡大やこの制度を利用している生産者への働きかけにより、新たに有機農業に取り組む生産者を増やすことが必要です。

そのためには、共同直売所や各種イベントでの PR や販売などを支援し、

特別栽培認証制度に取り組む生産者の拡大を図るとともに、特別栽培認証制度やエコファーマーなど環境保全型農業を実践している生産者に対して有機農業に関する情報などを発信し、新たに有機農業に取り組む生産者を増やします。

(3) 有機農業に関する技術の体系化

- 有機農業に関する技術の体系化を進めます。
- 「有機農業一般栽培指針」「有機農産物栽培指針」を整備します。

有機農業の栽培技術は、生産者の栽培経験から得たものが多く、体系化されていないことから、こうした技術や事例を整理し、有機農業に取り組む生産者が分かりやすい技術資料として体系化を図ります。

また、都が策定した「有機農業一般栽培指針」・「有機農産物栽培指針」については、有機農業に取り組んでいる生産者の事例なども踏まえて、新たに開発された技術や資材を加え、有機農業に取り組む生産者が使いやすい指針として整備します。

また、栽培指針が策定されていない作目については、生産者の要望などを取り入れ、試験研究機関等により技術を実証し栽培指針の充実を図ります。

(4) 普及指導の充実

- 有機農業を担当する普及指導員を定めます。
- 普及指導員の有機農業に関する技術向上を図ります。

有機農業に取り組む生産者の技術指導や経営相談にあたる普及指導員を定め、国の研修や他県の事例調査などに積極的に派遣して、普及指導員の技術向上に取り組み、普及指導の充実を図ります。

(5) 有機農業に関する消費者の理解と関心の促進

○ 見学会等を開催・支援し、生産者と消費者の相互理解を深めます。

有機農業は、品質や収穫量が天候や気象条件の影響を受けやすいことから、生産者が安心して有機農業に取り組むためには、消費者が有機農業の特性を理解し、その取組を価格に反映させる仕組が必要です。

そのためには、消費者の有機農業の見学会や生産者との意見交換会などを開催・支援し、有機農業に取り組む生産者と消費者との相互理解の促進を図ります。

(6) 有機農業による農産物の流通支援

○ 身近な消費者等に有機農業による農産物が届くような取組を支援します。

有機農業による農産物は、それを求める消費者等に確実に届くことにより初めて評価が得られるものです。

しかしながら、都内で有機農業に取り組む生産者はごく少なく、流通経路も様々であることから、これらの農産物を求める消費者等に対応できる状況にはなっていません。

近年、都内の農産物の流通は地産地消を中心に展開しており、共同直売所の整備やインショップなどの取組が進んでいます。現在、有機農業による農産物の流通は一部に限られていることから、有機農業による農産物についても、共同直売所やインショップなど、地産地消を中心とした流通を促進し、身近な消費者等に有機農業による農産物が届くよう支援します。

参 考 资 料

参考資料1 東京の農業・農地に対する意識

(「インターネット都政モニターアンケート・東京の農業」 生活文化局 平成17年11月)

図 1-1 東京の農業・農地に対する意識

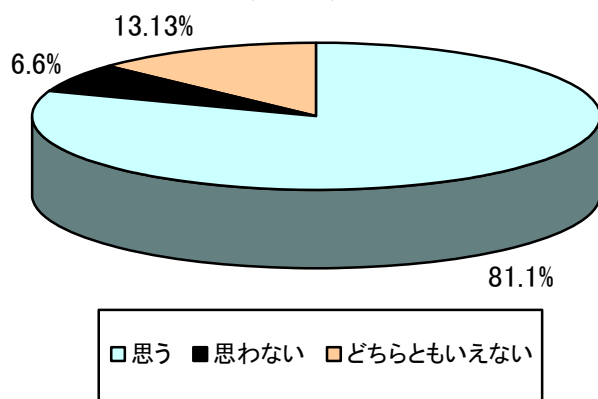
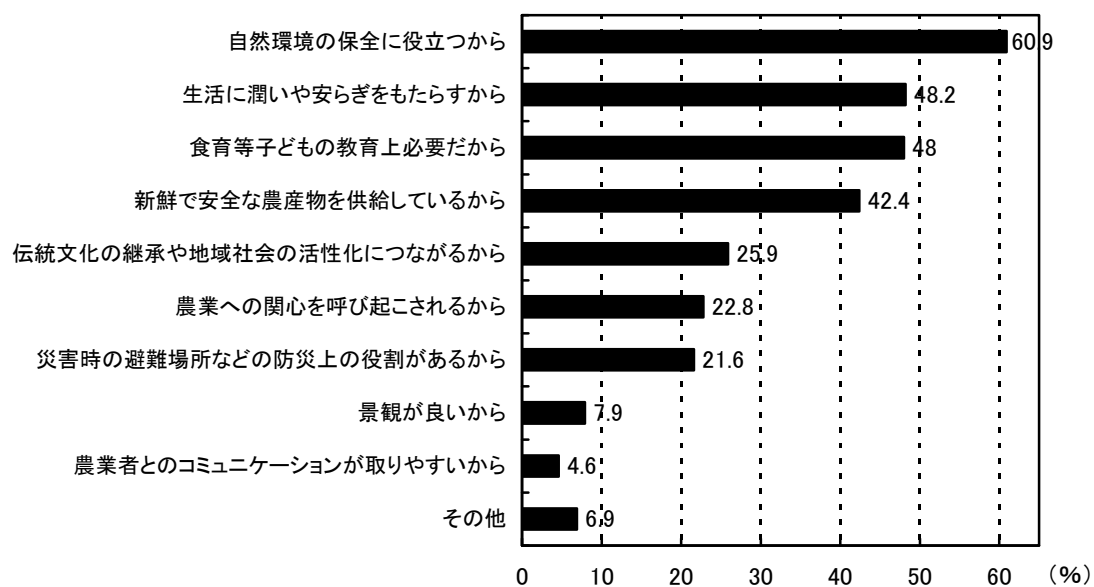


図 1-2 農業・農地を残したい理由



平成17年度に都が実施した都政モニターアンケート調査（平成17年11月 生活文化局）では、回答者の81%が「東京に農業を残したい」と回答している。また、その理由としては、「自然環境に役立つから」が61%、「生活に潤いややすらぎをもたらすから」が48%となっており、「新鮮な農産物の供給」42%と並んで、都民の都市環境の改善に関する期待は高い。

参考資料2 都の環境保全型農業の取組状況 (2005年農林業センサスより)

図2-1 環境保全型農業への取組状況

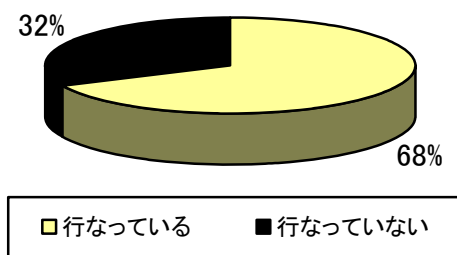


図2-2 地域別の取組状況 (%)

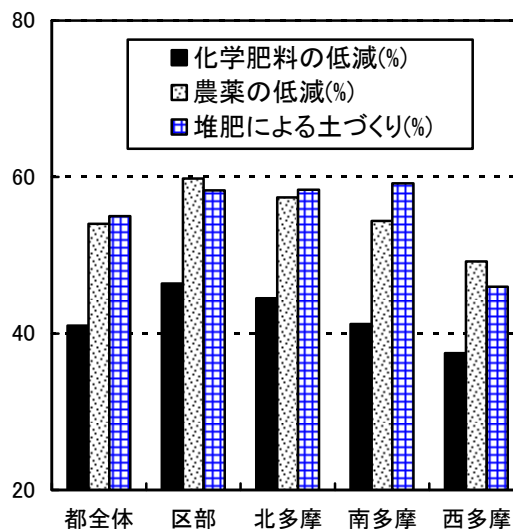
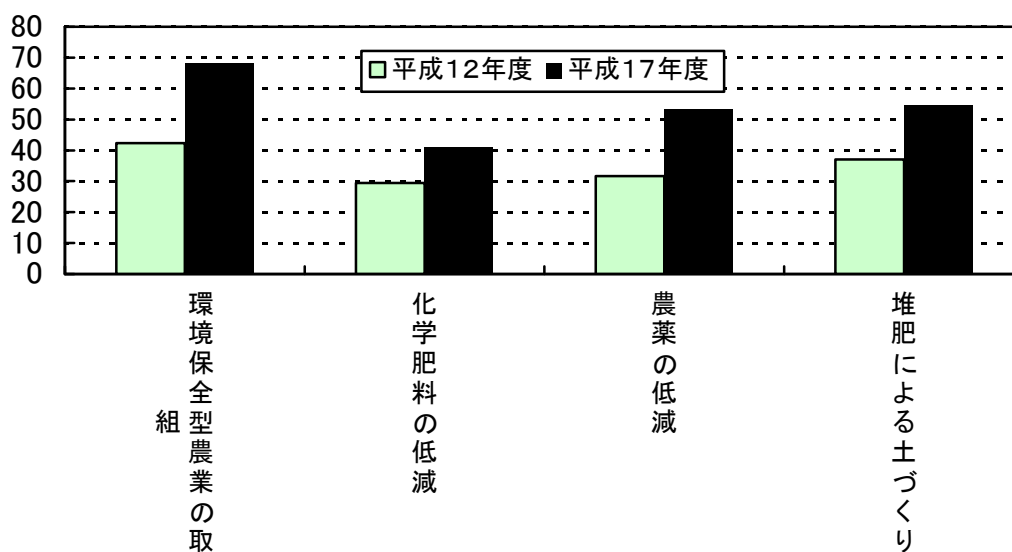


図2-3 環境保全型農業に取り組む農業者の割合 (%)



2005年(平成17年)農林業センサスの調査では、都内の農家の約68%が環境保全型農業に取り組んでいる。取組内容は化学肥料の低減、農薬の低減、堆肥による土づくりのいずれかで複数の項目に取り組む農家もみられる。地域別の取組状況では、農薬の低減と堆肥による土づくりが各地域とも高い値を示している。

前回の調査(平成12年度)と比較しても、化学肥料や農薬の低減、堆肥による土づくりの各項目で取組が進んだ。

参考資料3 堆肥と化学肥料の消費量
 (東京都肥飼料検査センター肥料需給量調査より)

図 3-1 堆肥の消費量

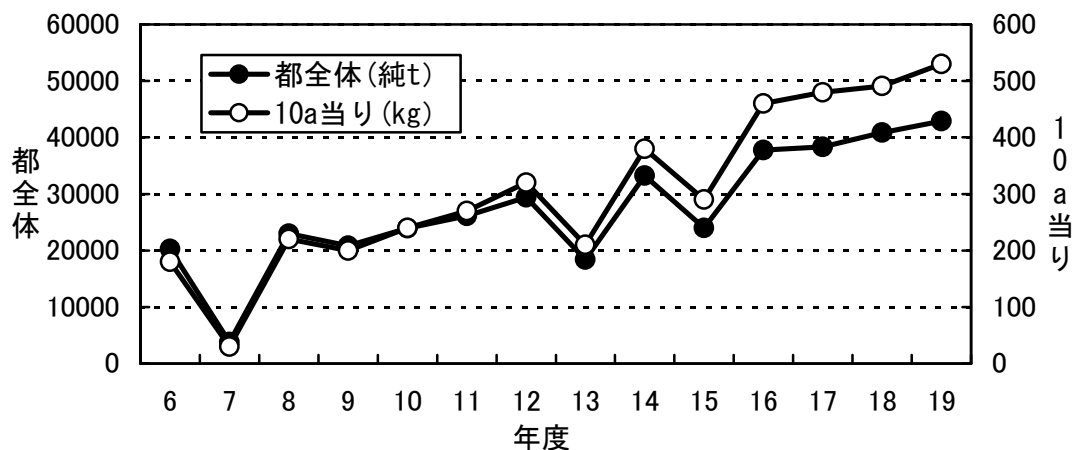
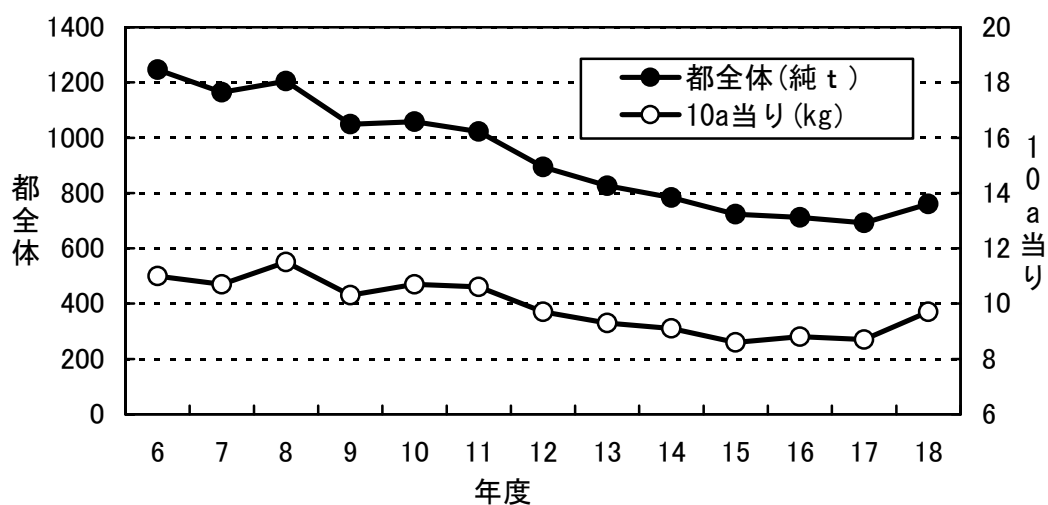


図 3-2 主要化学肥料成分別消費量 (窒素肥料換算)



都全体の堆肥の消費量は増加傾向にあり、10a 当りの農地に換算すると平成 6 年から 19 年の間に 2 倍以上増加している。

一方、化学合成肥料（窒素換算）の消費量は減少傾向にあり、平成 6 年度から平成 19 年度の間約 20% 減少しており、都全体で化学合成肥料の使用量の削減と有機物の施用による土づくりが進んだ。

参考資料4 エコファーマーの認定状況

図4-1 年度別の認定数と導入面積

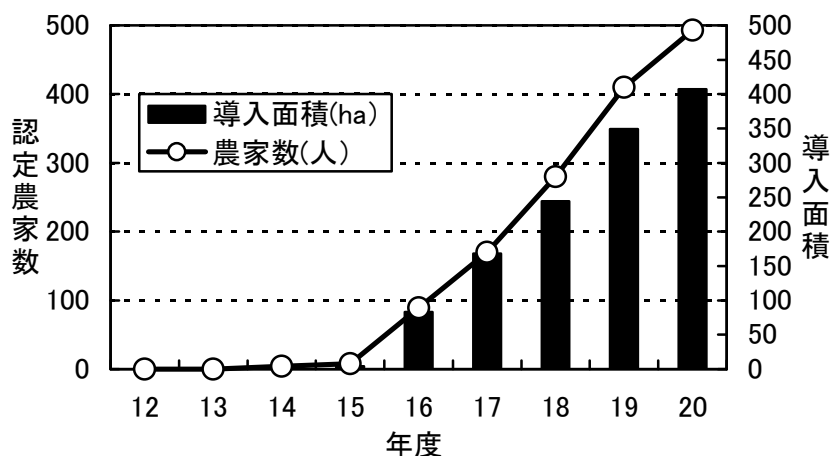


図4-2 地域別の認定者数

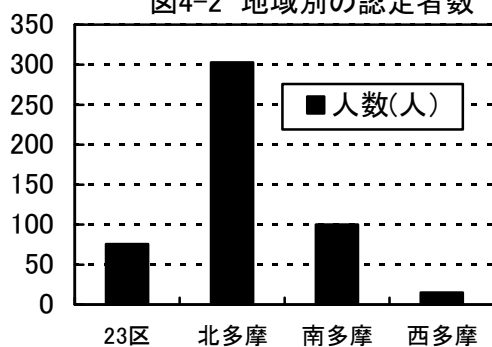
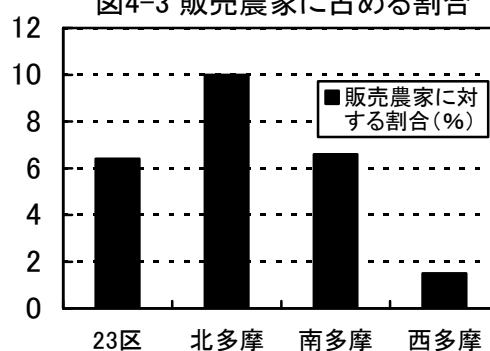


図4-3 販売農家に占める割合



東京都では、平成11年度から持続農業法に基づくエコファーマーの認定を開始し、平成20年10月1日現在で493名が認定を受けており、都の販売農家の約7%を占めている。地域別では、北多摩がもっとも多く、エコファーマー全体の約60%を占めている。

持続農業法に基づく導入面積も、平成16年度以降急増しており、平成20年10月1日現在の導入面積は407haである。

参考資料5 特別栽培農産物の認証状況

図5-1 年度別の特別栽培の認証状況

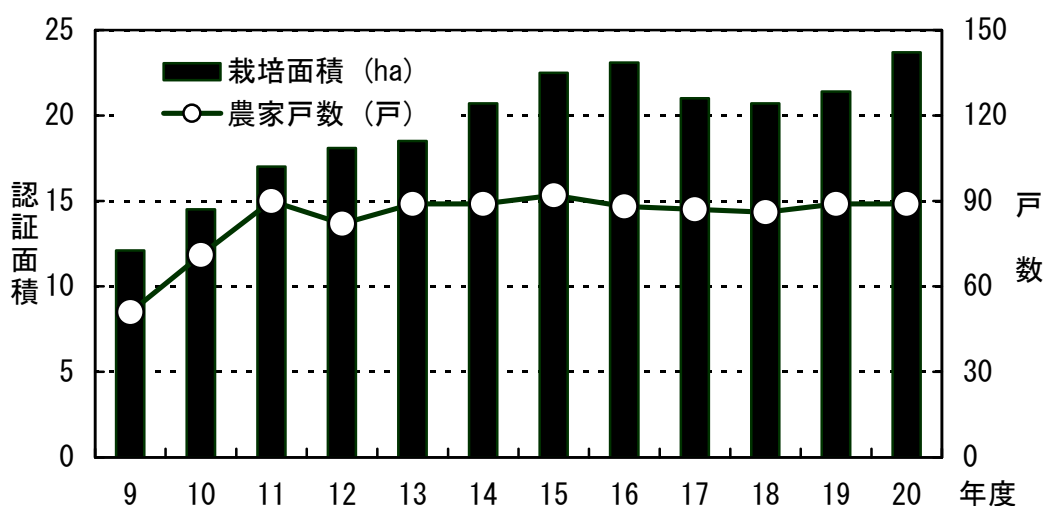
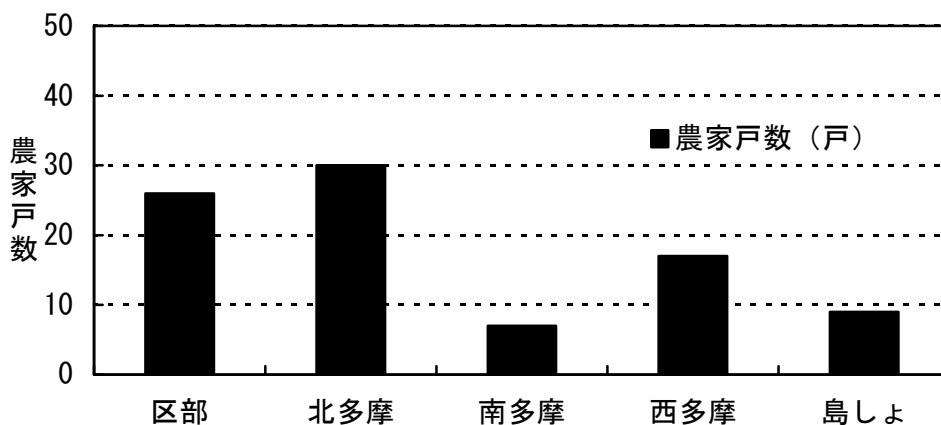


図5-2 地域別の特別栽培の認証状況



東京都では、全国に先がけて平成9年度から特別栽培認証制度に取り組んでいる。都では、都内の一般的な栽培方法より化学肥料と化学合成農薬の使用量を5割以上削減した農産物を「特別栽培農産物」として認証している。

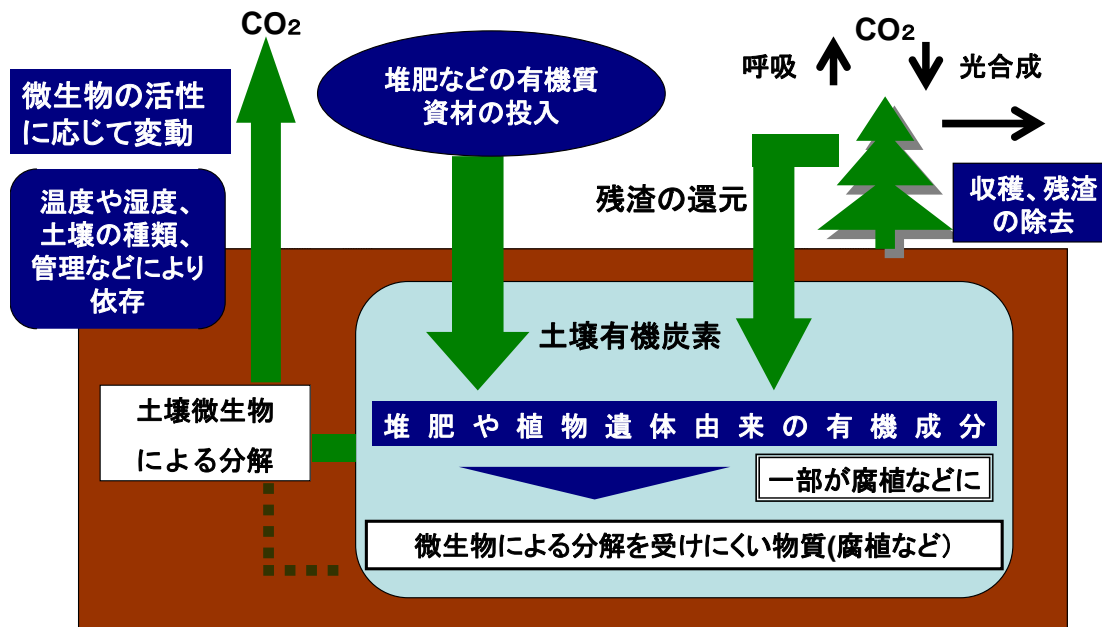
平成21年1月1日現在で認証を受けている生産者は89戸であり、認証面積は23.7haとなっている。地域別には北多摩と区部が多い。

最近では、大島、新島、御蔵島など島しょ地域でアシタバの認証を受ける生産者が増えている。

参考資料6 農地土壌の炭素貯留とCO₂の削減について

資料：「今後の環境保全型農業に関する検討会」報告書より
農林水産省生産局農産振興課 環境保全型農業対策室（平成20年3月）

図6-1 農地土壌の炭素収支モデル



堆肥（普通畑 1.5t/10a、水田 1.0t/10a）を連用した場合の年間の炭素貯留量

（水田）	（kg/C/年）	（普通畑）	（kg/C/年）
灰色低地土	47.2	黒ぼく土	37.3
グライ土	40.6	褐色森林土	64.4
多湿黒ぼく土	77.4	黄色土	69.6
黄色土	51.5	灰色低地土	170.9
褐色低地土	75.2		

農地に施用された堆肥などの有機質は土壌微生物などにより分解されるが、一部は、微生物の分解を受けにくい有機成分「腐植」となって土壌中に長期間残存する。堆肥を 1.5 t /10a 農地に施用した場合に土壌中に貯留される炭素量は、都内の代表的な黒ぼく土壌では 37.3kg/C/年とされる。

有機物を土壌に施用することで、土づくりと併せて腐植として炭素を貯留し、温室効果ガスを削減する取組が始まっている。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

(平成11年7月28日法律第110号 最終改正：平成14年5月29日法律第51号)

(目的)

第一条 この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めるものとする。

2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容
- 二 前号に該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項
- 三 その他必要な事項

3 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更するものとする。

4 都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入計画の認定)

第四条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項
- 三 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第1項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(導入計画の変更等)

第五条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定農業者が前条第1項の認定に係る導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。

(農業改良資金助成法の特例)

第六条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)第二条の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)のうち政令で定める種類の資金であって、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。)は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

(課税の特例)

第七条 認定農業者が認定導入計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(援助)

第八条 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告徴収)

第九条 都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、10万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

有機農業の推進に関する法律

(平成 18 年 12 月 15 日法律第 112 号)

(目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本理念)

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」を「、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)及び有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第号)」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」を加える。

**「東京都環境保全型農業推進基本方針：改定」及び「東京都有機農業推進計画」
に対する都民のご意見と対応**

募集期間：平成20年12月3日から平成21年1月9日まで

応募数：12件（団体5、個人7名）

番号	項目	意見（趣旨）	対応	
環境①	2 基本方針の 目指す方向	「都市環境の改善に貢献する」とする方向と個人の農業経営との両立が課題	貴重なご意見として、今後の事業振興の参考とさせていただきます	
環境②		農地の多面的機能を最大限活かして積極的に環境の向上に貢献する農業との認識の基に、都市と農地の共存を目指す方針を策定することを要望	ご指摘の趣旨で本方針をつくっています	
環境③	3 取組の方針 (1) 生産者や消費者に対する 意識啓発	消費者に対する意識啓発の方法として農業体験を加えること	本方針では記述していませんが、都では体験農園や学童農園の設置を支援し、都民・子どもたちの農業体験を推進しています	
環境④	3 取組の方針 (2) 環境負荷を 軽減する取組	減農薬、有機農法の指導、研究を積極的に進めるとともに、エコファーマーの認定以外でも、営農指導員や農業団体等を通じた自主的な減農薬の取組を推進すること	ご指摘の趣旨で本方針をつくっていますが、よりわかりやすい記述としていきます	
環境⑤		エコファーマーの制度をより多くの農家が取り組みやすい制度に改善するとともに、まずできることから取り組むとする考え方も大切		
環境⑥		消費者がエコファーマーの農産物を選択するようエコファーマーの周知を図ること。また、流通業者などと協力して、地場生産物の流通支援を図ること		
環境⑦		エコファーマーは導入できる指針が決められており、誰でもなれるわけではない。すべての生産者に環境保全型農業の取組を促すとしてあるが、具体的にはどういう意味か		エコファーマーの制度をより取り組みやすくしていくとともに、エコファーマーに限らず、環境負荷軽減等の取組を啓発していきます
環境⑧		IPMは有機農業や環境保全型農業に取り組むためには最も必要な技術であり、今後も試験研究機関での技術確立を望む		農林総合研究センターなどと連携して、IPMの技術の確立に取り組めます
環境⑨		すべての生産者が環境保全型農業をすることと、消費者が選択して購入することとは矛盾する。農家は環境保全型農業をするのが当たり前である		環境保全型農業による農産物を消費者が選択して購入することで環境保全型農業への取組が進むと考えます
環境⑩	3 取組の方針 (4) 環境保全型 農業で生産された 農産物の販売支援	これからの環境保型農業は石油の使用削減に取り組む必要がある。その方策として、①旬の野菜生産（暖房燃料削減）と②地産地消による供給（輸送燃料の削減）の方針を打ち出すこと	農産物の安定生産・供給を考慮すると、暖房燃料削減を基本方針とすることは困難と考えています	
環境⑪		フードマイレージの考え方が注目されており、大勢の消費者を抱えている東京こそフードマイレージが小さい農業が可能。環境保全型農業の流通面での取組として、フードマイレージの考え方が必要	東京の農業はすでに地産地消が進んでいることから、フードマイレージの視点からも地産地消をPRしていきます	
環境⑫		生産者が消費者の意向を理解し、生産にかかるコストも販売価格に反映でき、それを消費者が理解するなど、生産と消費が継続できるような相互理解に裏打ちされた流通モデルづくりを流通支援策として検討すること	貴重なご意見として、今後の事業振興の参考とさせていただきます	
環境⑬	3 取組の方針 (6) 農業の多 面的な機能を 活かした都市環 境の改善	東京の少ない農地では直接的に効果を出す役割は期待できないが、農業教育や自然学習の機能は活かせるので、環境教育として農家ができるようにすること	本方針では記述していませんが、都では体験農園や学童農園の設置を支援し、都民・子どもたちの農業体験を推進しています	
環境⑭		環境負荷を低減する取組として、生物多様性の教育を進めること		
環境⑮		農業の多面的な機能に健康増進や食育、雇用創出を加えること		農業の多面的機能には食育などの教育機能も含まれますが、本方針では記述していません 雇用創出については、農業の多面的な機能とは考えていません

番号	項目	意見(趣旨)	対応
環境⑯	(6) 農業の多面的な機能を活かした都市環境の改善	都市において農地があること自体が環境貢献となっていることを改めて評価し、都市部での農地確保に向けて宅地での相続税納税猶予制度を適用するなど税制を含めた農業振興、農地確保の充実を進めること	本方針のなかで農地の税制について記述することは適当でないと考えますが、納税猶予制度の適用は重要な農政課題であり、引き続き国への要望課題としていきます
環境⑰	4 有機農業について	環境保全型農業は農薬や肥料による環境負荷を低減するための農業であるのに対して、有機農業は、それ以前から取り組んでいるものであり、環境保全型農業の延長ではない	有機農業は環境への負荷を低減する農業であることから、環境保全型農業の一形態と考えますが、環境保全型農業の延長とは位置づけていません
環境⑱	その他	環境保全型農業の考え方は一般消費者には分かりにくい。基本方針はできるだけ、一般消費者に分かりやすい言葉で記述して欲しい	分かりやすい記述とするよう心がけます
環境⑲		消費者が最も関心があることは、食の安全・安心である。消費者に環境保全型農業を分かってもらうためには、消費者に最も関心がある「安全・安心」とどう結びついているのかを示す必要がある	環境保全型農業の目的は「食の安全・安心」ではありませんが、結果的にはその側面もあることから、ご指摘の趣旨で本計画を策定しています
環境⑳		農業振興プラン、持続農業法、エコファーマーなどについて説明するか、情報が得られるHPなどを掲載すること	専門用語などは、本文中に脚注を設けます
有機①	1 現状と課題	有機農業に取り組んでいる生産者は少ないが、有機農業への消費者の期待と生産者の意欲は強い。それを実現するためには、有機農業推進法の本質である「行政の積極的な支援」が必要であることを強調すること	有機農業の推進には行政の積極的な支援が必要との趣旨で計画を策定しています
有機②		有機農業は消費者との直取引も多いことから、有機農業に取り組む生産者は有機JAS認定を取得した生産者だけではないことに留意した書き方にすること	有機JAS認定か否かにかかわらず、有機農業に取り組む生産者を対象としていることがわかる記述とします
有機③	2 有機農業推進計画の考え方 (1) 有機農業推進計画の位置づけ	農業の持続的発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要」となっている現在、「有機農業は環境保全型農業の根幹に位置づけられる」とし、有機農業推進法の基本理念を書きこむこと	有機農業推進法の基本理念を踏まえて、「具体的な施策」を示しています
有機④	2 有機農業推進計画の考え方 (2) 有機農業推進計画の方針	有機農業推進計画は、国の延長ではなく、「都民が求めているから取り組む」ものである。都では、現在、有機農業に取り組んでいる生産者は少ないとのことだが、今後取り組みたいと考えている農家のためにも国の方針の延長ではなく、都独自の計画として位置づけること	有機農業の現状と将来を見据えて、都が主体的に取り組む計画です
有機⑤		有機農業を環境保全型農業の取組の一つとして位置づけるとともに、「有機農業独自の取組を推進します」と、環境保全型農業の減農薬とは別のものとして位置づけ取り組むこと	有機農業は環境保全型農業の一形態と考えますが、有機農業の推進計画として本計画を策定しています
有機⑥		方針に ①有機農業で新規就農する人への支援、②有機農業に関する技術の研究開発、③消費者の理解と関心の増進および生産者と消費者との相互理解の促進を加えること	「具体的な施策」のなかに含まれています
有機⑦	3 具体的な施策 (1) 有機農業に取り組んでいる生産者の仲間づくり	検討会やフォーラム、地域での交流会の開催にあたっては、JAだけでなく「有機農業関係団体との協力」を明記すること	検討会などの開催にあたっては、有機農業の生産者や関連団体と連携して取り組みます
有機⑧	3 具体的な施策 (2) 有機農業に取り組む生産者の増加促進	都では有機農業に取り組んでいる農家は少ないようであるが、有機農産物が欲しい都民は大勢いる。こうした情報を農家に伝えていけば有機農業に取り組む農家は増える	検討会、交流会、意見交換会などを通じて、消費者の声が生産者に伝わるよう取り組みます
有機⑨		①生産者の拡大、情報提供などを行う目的に、「有機JAS制度に取り組む生産者の拡大」も加えること ②農産物の表示や認証制度については、有機JAS制度も視野に入れた検討をすること ③新規就農者への支援に、教育機関において、有機農業アドバイザー制度、有機農業検査員養成、有機農業による食指導者養成を行う有機農業コースの設置、を含めること	有機JAS制度にこだわらず、まず有機農業に取り組む生産者を拡大することが重要と考えます 都の現状から、教育機関における有機農業コースの設置等は困難と考えられています

番号	項目	意見(趣旨)	対応
有機⑩	(2) 有機農業に取り組む生産者の増加促進	有機農業の農家を増やすためには、エコファーマーや特別栽培に取り組む農家を増やし、有機農業の技術や消費者ニーズなどの情報を伝えていくべきである。東京は、有機農産物のニーズはあるのに取り組む農家は少ない。もっと有機農業の情報を発信して欲しい	ご指摘の趣旨で本計画をつくっています
有機⑪	3 具体的な施策	有機農業の技術は農家の長い間の経験と努力で出来たものであり、有機農業の技術の確立には、実際に有機農業に取り組んでいる農家の技術を尊重して欲しい	技術資料や栽培指針は、有機農業に取り組む生産者の意見も参考にして作成します
有機⑫	(3) 有機農業に関する技術の体系化	有機農業に取り組む生産者の技術資料の作成や栽培指針の作成にあたっては、実践実績のある生産者との検討会等を経たうえで作成すること	
有機⑬		技術の体系化は必要だが、さらに研究を進め多方面の技術の検証、導入施策を進めるべきである。例えば、研究機関や大学、企業などと協働して合成農薬を科学的に削減できる道を切り開く必要がある	
有機⑭	3 具体的な施策 (4) 普及指導の充実	実績のある有機農業生産者との検討会などを得たうえで進めること	普及指導員の巡回指導などを通じて、生産者の声を反映させることが可能と考えます
有機⑮	3 具体的な施策 (5) 有機農業に関する消費者の理解と関心の促進	①有機農業生産者や団体に委託する「有機農業公園などの設置、管理運営」を入れること ②学校教育の食材について、自分たちで育てる「自給農園」「自給農縁」の整備を図ること ③これらの農園や既存の市民農園を、合成農薬・化学肥料を使わないこととし、法規制を実施すること	①都の現状から、有機農業に取り組む生産者への支援体制の整備が重要と考えます ②学童農園整備については、別途、支援していきます ③市民農園等での農薬の使用禁止を法規制することは適切ではないと考えます
有機⑯	3 具体的な施策	有機農業は、生産者と消費者との提携で発展してきた経過があることから、産地消だけでなく、生産者と消費者との提携(「産消提携」)の支援も明記すること	生産者と消費者の相互理解を促進し、連携が進むよう取り組んでいきます
有機⑰	(6) 有機農業による農産物の流通支援	有機農産物や特別栽培の農産物がもっと身近なところで手に入れられるようにすること	ご指摘の趣旨で本計画をつくっています
有機⑱		有機農業による農産物の流通においては、大消費地にあつて、東京産ならではの農産物を必要としている人にタイミングよく届けることが可能である。農商工連携で進めるべきである	量販店と連携したインショップでの販売など、ご指摘の趣旨で本計画をつくっています
有機⑲	その他	有機農業については少ない農地のなかでごく一部が行なっているものであり、積極的に推進する意義は薄い。しかし、まじめに有機農業を実践している農家は応援するべきである	本計画により有機農業に自主的に取り組む生産者を支援し、有機農業に取り組む生産者を増やしていきます
共通①		食料確保と環境保全のために、生産者が農薬や化学肥料をできるだけ使わない農法を主体的に進められるよう実効的な施策を東京都が市区とともにリーダーシップを発揮すること	区市町村と連携して、環境保全型農業や有機農業の推進に努めていきます
共通②	その他	環境保全型農業や有機農業の阻害要因となっている人手不足の対策として、多面的な援農制度の活用や援農ボランティア制度との連携を図ってください	労働力の不足は農業全体の課題であり、本方針・計画とは別に取上げることが適当と考えます
共通③		農薬や化学肥料の低減に取り組んでいる生産者は多いが、本格的な環境保全型農業や有機農業に取り組む生産者は少ない。現状が倍増する取組を求めます。	本方針では、「すべての生産者の環境保全型農業への取組を促す」としてしています

東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会経過

○第1回検討委員会

日時：平成20年9月5日

- 議事：1 環境保全型農業推進基本方針の改定等の考え方
2 東京都の現状 農業の現状
環境保全型農業の現状
3 環境保全型農業推進基本方針・有機農業推進計画の組立

○第2回検討委員会

日時：平成20年10月10日

- 議事：1 環境保全型農業推進基本方針（仮称）の概要
2 有機農業推進基本方針（仮称）の概要

○第3回検討委員会

日時：平成20年11月7日

- 議事：1 環境保全型農業推進基本方針（中間まとめ）の検討
2 有機農業推進計画（中間まとめ）の検討

○第4回検討委員会

日時：平成21年2月16日

- 議事：1 パブリックコメントの内容と対応
2 環境保全型農業推進基本方針（案）の検討
3 有機農業推進計画（案）の検討

○第5回検討委員会

日時：平成21年3月23日

- 議事：1 環境保全型農業推進基本方針（案）について
2 有機農業推進計画（案）について

「東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会」委員名簿

(敬称略、五十音順)

岡崎 正規 (座長)	東京農工大学大学院教授 生物システム応用科学府長
秋山 隆	東村山市市民部産業振興課長
牛込 聖英	JA 東京青壮年組織協議会 副委員長
角田 新一	JA 全農東京都本部 生産事業部長
田中 永治	町田市生産者 (エコファーマー)
中村 義男	JA 東京指導員連盟 会長
百花 健司	JA 東京中央会営農農政グループリーダー (第1回まで)
堀江 博道	東京大学大学院農学生命科学研究科植物医科学研究室 特任教授
矢島 清	JA 東京中央会 営農農政部長 (第2回より)
矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター 事務局長



TOKYO ● 2016
CANDIDATE CITY™



日本だから、できる。
あたらしいオリンピック!